

役員、評議員及び委員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人翠生農学振興会（以下「この法人」という。）の定款第14条、第30条及び第41条の規定に基づき、役員、評議員及び委員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 委員とは、定款第41条の委員会委員をいう。
- (3) 報酬等とは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）、交通費等の経費をいう。
報酬等とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員、評議員及び委員の職務遂行の対価として、日当3千円を支給できるものとする。その額は、全役員等で毎年総額40万円を超えないものとする。
2 前項の規定にかかわらず、役員、評議員及び委員から報酬等を辞退する旨の申出があった場合には、その者に対する報酬等は無報酬とする。

(費用の支給)

第4条 この法人は、役員、評議員及び委員がその職務に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年6月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。